

報 道 資 料

発表日：平成24年4月17日
所 属：医療政策部薬務課
担 当：薬物監視係 吉田、尾家、美並、植松
電 話：0742-27-8664
内 線：3174, 3175
E-Mail：narayaku@office.pref.nara.lg.jp
U R L：http://www.pref.nara.jp/
dd_aspx_menuid-18089.htm

平成24年度不正大麻・けし撲滅運動の実施

[趣旨]

大麻やけしは、大麻取締法及びあへん法により原則として栽培が禁止されていますが、依然として乱用目的で不正に栽培する者が後を絶たない状況にあります。本運動では、不正栽培及び自生する大麻・けしを撲滅するために、広く県民に大麻・けしについて正しく理解していただくと共に大麻やけしの発見・除去を行います。

[実施期間]

平成24年5月1日から平成24年6月30日まで

[実施機関等]

主 催 奈良県
協 賛 奈良県警察本部

[事業概要]

(1) 不正大麻・けしの発見、除去

奈良県警察本部 刑事部 組織犯罪対策第一課と密接な連携を保ちながら、不正栽培及び自生の大麻・けしの発見、除去を行います。

また、県民等からの情報提供により発見、除去に努めます。

※ 大麻・けし合同パトロール日程及び巡回地域

第1回：5月24日（木）大和平野部全域

第2回：未定

なお、第2回の日程及び巡回地域については、今後の情報提供等により決定する予定です。

(2) 正しく理解していただくための広報、啓発

ポスター「不正大麻・けし撲滅運動」、リーフレット「けし・大麻の見分け方」を警察署、市町村、各関係機関に配布し、大麻・けしに関する正しい知識の普及に努めます。

[平成23年度不正栽培及び自生の発見及び除去状況]

不正けしと理解せずに園芸用等として栽培されていたものを発見し、栽培者には関係法令を遵守するよう指導を行うと共に、そのすべてを除去しました。

発見、除去件数： 8件 167株

[通報のお願い]

不正栽培又は自生している大麻やけしを発見した場合は、下記まで連絡をお願いします。

<連絡先>

奈良県医療政策部薬務課 薬物監視係

0742-27-8664